決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
都市整備部 交通道路室 道路環境課	歳入の調定手続きは、当該会計年度内に行わなければならない。 「有線音楽放送施設に係る道路の不法占用の是正に関する確認書」に基づく「不法占用施設に係る当該不法占用期間に対応する占用料相当損害金」については、「大阪府の発行する納入通知書により納付する」こととされており、「占用料相当損害金の納付計画」に基づき、納入通知書を発行していた。 しかし、平成29年度（13回目）の徴収の際、会計年度を過ぎた出納整理期間中に、調定伺書の起票日を平成30年3月30日に遡る形で起案決裁されていた。 （1）調定伺の起案日　平成30年５月21日 決裁日　平成30年５月22日 （2）調定伺書の起票日　平成30年３月30日 （3）調定額　1,384,320円	検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。	本事案は、当該事務について所属内における情報共有、及び担当者間の引継ぎが十分になされていなかったことにより、納入通知書の発行を失念したために生じたものである。 監査の指摘を踏まえ、平成30年10月に、室内職員に監査結果の情報共有を行うとともに会計局の研修資料や会計事務のポータルサイトを改めて紹介し、会計事務のルールについて周知徹底を図った。 また、平成30年11月、指摘を受けたグループにおいて再発防止を目的とした事例研修を実施した。 今後は、所属内における業務共有を十分に行うと共に、事務手続に当たっては、事務執行に関する規定等をその都度十分に確認することにより、再発防止に努める。

監査（検査）実施年月日（委員：－年－月－日、事務局：平成30年６月12日から同年７月９日まで）